参考
欧州における環境NGOの位置づけと公的資金

1．環境団体は環境政策のパートナー

(1) 環境団体活動の公益性

欧州において、環境団体は経済団体・労働団体と並び、環境政策の鍵を握るパートナーとして位置づけられてきた。環境団体は、環境利益の代表者として、①情報を収集・発信し、②政策を政府と協議し、③特にコミュニティレベルで政策の実施を担い、④政策を評価・モニタリングし、⑤アドボカシー活動を行うなど、多様な活動を担っている。その公益性に鑑みて、欧州では環境団体に対する様々な公的助成が行われている。

歴史的に見ると、すでに 1986 年には、欧州評議会の「環境と参加」に関する決議の中に、環境団体の設立促進、政策決定への参加の強化が盛り込まれ、環境団体の代表と協議し、協議結果を考慮することが明記されている。また、1998 年に国連欧州経済委員会の枠組みで採択されたオーフス条約（環境分野の市民参加条約）も、①環境団体を適切に承認し支援すること、②環境団体訴訟を認めること等を定めている。オーフス条約には EU および全 EU 構成国が加盟し、また欧州評議会にはロシア、トルコ等、オーフス条約に加盟していない国々も参加しており、環境団体の重要性は幅広く認識されている。

(2) 欧州の環境団体の特徴－連合の強み

欧州の環境団体の特徴は、地域・分野ごとの環境団体のほかに、各国レベル、EU レベルで環境団体の強力な連合体が組織されていることである。これらの連合体は、地域の声を集約し、国・EU の環境政策に大きな影響を与えている。

EU レベルでは、欧州環境事務局（EEB：European Environmental Bureau）、欧州気候行動ネットワーク（CAN Europe）、ＷＷＦ欧州政策オフィス（WWF European Policy Office）、バードライフ・ヨーロッパ（Birdlife Europe and Central Asia）等、欧州の主要な 10 の環境団体が Green 10 を構成し、EU の政策に関する意見書を作成している。Green 10 の構成団体は、それぞれ国・分野ごとの複数の環境団体の連合体であり、欧州で最も包括的な環境団体ネットワーク（連合体の連合体）である。

その構成団体の一つである EEB は、欧州で最も古い環境団体の連合体であり、約 140 団体（会員総数約 1500 万人）が参加している。その活動分野は、自然保護、気候変動、公害問題等、環境の各分野に及び、オーフス条約の推進等、横断的な課題にも取り組んでいる。EU 理事会の議長国は 6 カ月ごとに交代するが、EEB は事前に次期議長国と協議し、次期の課題を 10 項目にわたる覚書としてまとめ、事後にパフォーマンス評価を公表している（10 のグリーンテスト）。

もっとも、大規模な環境団体にとっても、自己の日常的な活動に加えて多様な団体の意見調整を行ったり、事務局機能を担ったりするのは、人的にも財政的にも容易ではない。そこで、欧州では、環境団体の政策参画機能を担保するために、個々の活動助成のほかに、環境団体の連合体に対して運営助成または制度的助成と呼ばれる支援が行わ

れている。運営助成では、事務所の賃料・管理費、スタッフの人件費、意見調整会議の旅費等を賄うことができ、連合体の活動基盤の確保に極めて重要な役割を果たしている。

2．EUのLIFEプログラム

EU では, 1992 年から「LIFE」と呼ばれる環境・気候行動プログラムが実施されている。LIFE のほかにも、環境団体が応募できる助成はいくつもあるが（Horizon 2020 等）、運用が柔軟で最も使いやすい枠組みが LIFE であると言われている。

LIFE に関する EU 規則では、環境団体のインボルブメントが目的の一つとされている。その前身は 1970 年代の自然保護団体助成に遡るが、LIFE の助成対象には、法人格のある環境団体だけではなく、公的機関や民間事業者も含まれ、複数の主体（例えば、自治体と NGO）が共同で応募することも可能である。第 4 期間終了時（2013 年）までに 3,954 件のプロジェクトに対し総額約 3,700 億円（ 1 ユーロ＝ 120 円で計算）の支援がなされ、現在のプログラム期間（2014-2020 年）の予算総額は約 4,000 億円である。さらに、次期（2021-2027 年）には、約 6,550 億円への増額が予定されているが、その中には各国政府主導のプロジェクトも含まれている。

LIFE は、個別の活動助成と環境団体の運営助成という 2 本柱で構成されている。活動助成は、環境一般（予算の 75％）と気候変動の 2 分野に分けられており、補助率は 55-60％である。また、前者の中には、自然・生物多様性、資源効率性、環境ガバナンス（意識啓発、コンプライアンス、市民参加の促進等）、加盟国向けの統合プロジェクト等が含まれる。環境団体が実施中のプロジェクトは、ライン川の湿地再生、アドリア海の海鳥の保全、エコロジカルフット・プリントの推進、若者の参加促進等、多様である。

運営助成の総額は、LIFE 予算全体の最大 19％とされ、一団体当たりの助成額は、当該団体の総予算の 60％未満とされている。具体的な助成先は Green 10 の構成団体を含め約 30 団体であり、毎年総額約 12 億円の運営助成がなされている。例えば、EEB の 2017 年度の年間総予算約 4 億 6 千万円のうち運営助成は約 8,400 万円であり、その他のプロジェクト助成を合わせると、EU からの助成が 37％を占めている。上述の Green 10 は法人格がないため LIFE に応募することはできず、その事務経費は構成団体の規模に応じた分担金で賄われている。

3．ドイツの環境団体助成

ドイツの環境団体助成は、主として連邦と州により行われているが、そのほかに市町村による小規模な助成が存在する。個々の環境団体に対する助成は基本的に活動助成であるが、一定の間接経費が認められている。

BUND（ドイツ環境・自然保護連合）や NABU（ドイツ自然保護連盟）をはじめ大規模な環境団体は、通常、連邦組織と各州の組織から構成されている。例えば、NABU 全体の 2016 年度の予算総額は約 54 億円だが、その最大の収入源は会費（約 24 億円）であり、公的助成の割合は約 2 割（約 11 億円）である。活動助成は使途が個々のプロジェクトに限定されているため、会費収入は活動の柔軟性や事務所の賃料等を確保するうえで不可欠である。また、活動助成にあたっては、一定の自己資金の確保が要件とされることが多く、事業が採択されるかどうか不確実であることから、各 NGO は、寄付や民間機関からの助成も含め、収

入源の多様化に力を入れている。

(1) 連邦レベルの助成

連邦レベルでは、連邦環境省、連邦環境庁、連邦自然保護庁、ドイツ連邦環境基金等による助成が行われている。この中には、ソーシャルビジネスの支援を主たる目的とするものから、途上国の開発援助に関するものまで様々なものがある。

①連邦環境省

連邦環境省による助成のうち、予算規模が最も大きいのは、国際気候保護イニシアティブ（IKI:Internationale Klimaschutzinitiative）である。IKI は，2008 年に発足したプログラムであり、環境省が経済協力・開発省（BMZ）及びドイツ国際協力公社（GIZ）と連携して運営している。環境団体の助成自体を目的とするものではないが、環境団体も応募することができる。IKI においては、重点テーマと重点国が設定されており、2008-2019 年 10 月までの累計予算額は約 4,300 億円である。NGO の予算枠が定められているわけではないが、例年、概ね約 1 割が環境団体の事業に充てられている。社会変革を推進するために、IKI の 1 件当たりの事業規模は 20 ～ 30 億円程度と比較的大きい。しかし、小さな団体の参加を促進するために、途上国の環境団体に対する直接的な小規模助成や国内の環境団体を対象にした中規模助成プログラムも設けられている。また、例えば、ドイツの飢餓救済団体がキューバ等のカリブ諸国で実施中の森林再生プロジェクトでは、8 年間で約 25 億円の助成がなされるなど、課題の統合的解決に向けた中期的支援も行われている。

②連邦自然保護庁

連邦自然保護庁は、生物多様性や自然保護に特化した多様な助成制度を運用している。2011 年に開始された生物多様性助成では、2018 年末までに 72 件の助成が実施され、その約半数が各種団体に対する助成、残りが自治体等に対する助成である。BUND や NABU のような大規模団体だけではなく、草の根のプロジェクトも採択されている。助成額は徐々に増額され、2019 年度の助成総額は約 40 億円となっている。1 プロジェクト当たりの助成額は多様だが、最長 6 年、平均約 4,000 万円の支援が行われている。申請は随時可能で年 4 回の審査委員会で採否が決定される。25％の自己資金の確保が要件とされているが、必要な職員の人件費等もこの中に含めることができ、プロジェクトの性質に応じて 7-15％程度の間接経費も認められている。

また、市民啓発と参加促進のための環境団体助成では、革新的なプログラムの立ち上げ支援が行われている。期間は 2 年間、最大助成額は年間約 900 万円に限定されているものの、自己資金率は活動の性質に応じた適切な割合で良いとされるなど、柔軟な運用がなされている。

(2) 州レベルの助成

州レベルの助成は多様だが、例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、自然保護助成、ESD 助成等が行われている。年間総額約 12 億円の自然保護助成は、環境団体、自治体等の自然・景観保護活動が対象で、保護地の購入も可能である。ESD 助成は、2016 年に開始された比較的新しいプログラムであり、自治体や環境教育団体等に対し、1 年単位で上限約 1,200 万円（年間総額約 3 億円）の助成が行われている。

州政府による助成のほかに、各州の環境財団による助成も重要である。ノルトライン＝ヴェストファーレン州には、自然・郷土・文化保全財団（1986 年設立）と環境・発展財団（2001 年設立）という 2 つの財団がある。前者は宝くじ収入、後者はカジノ収入等を安定的な財源として、合計年間約 18 億円の助成を行っている。ナショナルトラスト活動のような土地の買上げや組織の基盤強化（環境団体職員のキャパシティビルディング等）も助成対象となることが特徴である。

(3) 制度的助成

ドイツ国内にも、EU 同様に、制度的助成と呼ばれる運営助成が存在する。具体的には、環境団体の全国ネットワーク団体であるドイツ自然保護連合（DNR）に対し、年間予算の半分程度の助成が行われている。DNR は 1950 年に設立され、BUND、NABU 等、85 の環境団体が会員となっている。

州レベルでも、例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州では、州内の自然保護団体の連合体である LNV バーデン＝ヴュルテンベルクに対し制度的助成を行っている。LNV は、同州の年間 600 件以上の参加手続に際し、会員団体の意見をとりまとめる役割を担っている。LNV は DNR の会員であり、DNR は EEB のメンバーでもあるから、ドイツの市町村レベルから EU レベルに至るまで環境団体が組織化され、公的資金によりネットワークの運営基盤の安定性が確保されていると言える。

また、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、1982 年に州内の自然保護団体の共同事務所（Landesbüro der Naturschutzverbände NRW）が設置され、同州の BUND 等 3 団体により運営されている。生態学や法学等の専門家の人件費、有償ボランティアの交通費も含め、年間の運営費約 9,000 万円は州の制度的助成により賄われ、意見書のとりまとめ等が行われている。この共同事務所は、州にとっても、実効的・効率的な環境政策に不可欠のものとなっている。

4．日本への示唆

日本でも、地球環境基金や自治体等が環境団体助成を行っているものの、最大の公的助成機関である地球環境基金の助成総額も年間約 6 億円にとどまっている。これに対し、欧州では、安定した原資が確保され、日本よりもずっと大規模な助成が行われている。

注目すべき点は、第 1 に、日本では、委託方式により一定の公的資金が環境団体に流れているのに対し、欧州では基本的に助成方式が採用され、活動の独立性・独自性が尊重されている。また、多くの助成では、環境団体だけではなく自治体等も応募可能とされているが、このことは、環境団体が自治体と並ぶ公益機能を営んでいることを示している。

第 2 に、日本では、環境団体の自立促進のために「過渡的な」財政支援が必要であると言われることがあるが、欧州の助成は、環境団体にその公益的機能に見合った財源を付与するべきであるという考え方を基礎としている。そのため、自立を促すために最長助成期間を設けるといった発想はあまり見受けられず、活動助成であっても、例えば、自然調査については継続性を重視するなど、活動の性質に応じたメニューが用意されている。

第 3 に、環境団体の参画はグッドガバナンスに不可欠の要素であるという共通認識があり、その実効性を担保するための運営助成が法制化されている。

第 4 に、例えば、ドイツでは、市民が最長 2 年にわたり宿泊・食事の無償提供や小遣いの支給を受けて、ボランティア活動に参加できる制度が設けられており、個人の意識啓発を環境団体活動につなげる施策の重要性が認識されている。

第 5 に、助成の財源として一般財源のほか、宝くじ、カジノの収益や交通反則金も用いられており、賭博等による収入を環境公益活動に充てて財源を確保している。

気候変動問題など様々な環境問題がますます深刻化する中、日本でも、環境団体の公益的機能を

適切に認識し、運営助成も含めた総合的な支援策を検討すべきであろう。

＊本稿は、2017年度および2018年度に地球環境基金が行ったヒアリング調査に参加した知見を基礎とし、追加の独自調査の結果を踏まえて執筆したものである。地球環境基金の調査結果は、平成29年度「欧米の環境NGO・NPOに対する政府からの財政支援に関する調査」報告書および平成30年度「欧米の環境NGO等に対する州政府等からの財政支援に関する調査」報告書として公表されている。本稿のうち、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

活動報告
グリーン連合　この一年の活動実績

報告１．地域でのワークショップの開催

今年度は全国４カ所（埼玉、岐阜、青森、沖縄）でのワークショップを予定していたが、コロナの感染拡大に伴い、青森、沖縄での開催は中止となった。以下、開催された埼玉、岐阜の様子を報告する。

１－１　埼玉ワークショップ報告

2019 年 11 月 19 日（火）、埼玉県さいたま市の埼玉県浦和合同庁舎第５集会室にて、グリーン連合と NPO 法人環境ネットワーク埼玉との共催で「グリーン交流会 in 埼玉」を開催。「環境 NPO の役割とこれからについて語り合う会」と題したワークショップを行った。

最初に、グリーン連合藤村コノヱ共同代表からグリーン連合の紹介と交流会の趣旨説明の後、グリーン連合から、古瀬繁範（地球と未来の環境基金）、桃井貴子（気候ネットワーク）、篠原ゆり子（FoE　Japan）が森林火災や気候変動問題など最近の環境問題の動向について話題提供を行った。その後３つのテーブルに分かれて、環境 NPO/NGO の社会的役割、実現策、環境 NPO/NGO への支援について議論した。

1. 環境NPO/NGOの社会的役割は何か

参加者は 20 名ほどで、気候変動問題に関心のある市民､地域で里山保全活動を行っている市民、環境問題について学ぶ大学院生など様々な立場から、環境 NPO/NGO の社会的役割について多様な意見が出された。例えば、政府や企業の行動をウォッチする、市民の声を代弁する、公共が担いきれない部分をカバーする、市民にわかりやすく環境問題を伝え、啓発する、なども挙げられた。また、環境 NPO/NGO は、行政、企業のどちらにも属さず、これらと市民を結びつけるハブの役割もあるという意見も出された。

2. 1を実現させるために必要なことは何か

環境 NPO/NGO が社会的役割を果たすためには、まずはその能力が十分に発揮できる組織（人材・資金・情報）が必要という意見のほか、市民からの信頼と理解、環境 NPO/NGO を発展させていくために若い世代を取り込めるような魅力が必要だという提案もあった。

3. 環境NPO/NGOへの支援の必要性と得るための方策について

すべてのグループから、環境 NPO/NGO の活動成果をきちんと評価してもらうことが大事という意見が挙がった。一方、行政や民間企業の助成など、社会的役割を果たす環境 NPO/NGO への資金配分の仕組みを確保することも必要である。しかし、そのためには環境 NPO/NGO 自らがその専門性を高め成果をわかりやすく発信することで信頼性を高めること、企業が商品への対価を得るように環境 NPO/NGO が提供する価値に対して対価を得られるよう社会の理解や仕組みを作っていくことが大事との考え方もあり、一方的に外

部からの資金支援を求めるのではない姿勢に、真剣に社会を変えようとする参加者の熱意が感じられた。

１－２　岐阜におけるシンポジウム

2020 年 2 月 8 日、岐阜県垂井町の垂井町表佐地区まちづくりセンターにおいて、グリーン連合、NPO 法人泉京・垂井、NPO 法人地域の未来・志援センターの合同主催でシンポジウムを開催した。午前中には、一般財団法人 セブン - イレブン記念財団、愛知・川の会が主催団体に加わる形で、SDGs ×流域思考未来創造プログラム活動発表や東海 3 県の若手実践者による取組発表 & 分科会が行われ、地域の様々な活動実践者や学生などが発表を行った。

ランチミーティングの後、午後のプログラムとして「エコロジカルな社会をみんなでつくるには～グリーン連合シンポジウム～」を実施した。このような様々な主体が企画に関わる形で実施したことによる相乗効果で、100 人を超える人が参加するイベントとなった。

午後のグリーン連合シンポジウムでは、グリーン連合を代表して中下裕子共同代表から挨拶とともにグリーン連合の紹介をした。続いて、グリーン連合から、枚本育生（環境市民）、中下裕子（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議）、藤井絢子（菜の花プロジェクトネットワーク）、桃井貴子（気候ネットワーク）が、また東海地域で活動されている安田裕美子さん（ピープルスコミュニティ）、松井真理子さん（東海市民社会ネットワーク）が、それぞれの取組や思い描く持続可能な社会についてプレゼンを行った。その後、グループワークでは、11 のグループ会場に分かれ、ファシリテーターはパフォーミングアーツネットワークみえ代表理事の油田晃さんが担当した。小グループでの議題としては、「一般の人が環境活動に参加するには」「財だけではない資本をどのように蓄えるか」「NGO/NPO に求めること」「ドイツと日本の環境意識の違い」といった問いが出され、それぞれの意見を出し合った。また、えんたくんという方法で実施したワークでは、活動の継続や行政との協働、政策提言のあり方や消費者としての行動などについて、具体的なアイディアを出し合った。それぞれ参加者の活動経験や内容も違い、それぞれの話に刺激を受けるワークとなった。

報告２．環境省との意見交換会

グリーン連合では、環境省との定期的な意見交換会を開催している。

第４回となる今年の「環境省と環境 NPO/NGO の意見交換会」は、2019 年 7 月 24 日に環境省第 1 会議室で開催された。今回のテーマは、これまでの個別環境問題ではなく、環境 NPO/NGO の共通課題でもある、「環境 NPO/NGO の役割と支援策」について取り上げた。手法は昨年からの開催方法同様に２部構成とし、第 1 部は環境省幹部も含めた参加者全員での意見と情報の交換会、第２部は若手職員との意見交換ということで、環境省若手職員と参加者が３つのグループに分かれての車座ミーティングを行った。

第一部では、最初に鎌形浩史環境事務次官から挨拶があり、続いて、大阪大学法学部大久保規子教授から、「EU における環境団体の役割とその支援策について」の話題提供があった。EU では、環境団体は社会の重要な一員として法的に位置づけられていることから支援策も充実しており、2 つの助成策として①事業助成（project）と②運営助成があること。①事業助成には間接経費として人件費の使用も可能であること。一方②運営（制度的）助成ではプロジェクト助成で賄えない費用の助成として、オフィス賃料・職員人件費・旅費・機器購入などにも使用できるとのことだった。さらに②運営助成では環境 NGO の政策参加のための助成として、NGO の意見調整という公的機能に着目した対価が支払われる仕組みがあるとのことだった。EU の環境政策が進んでいる要因として、こうした公的な仕組みが有効に機能していると考えられ、日本にも同様の制度の導入が期待される。

そうした意図も含めて藤村コノヱグリーン連合共同代表から、今回の意見交換会では、①環境 NPO/NGO の位置づけ、特に政策形成過程での役割等について、②地球環境基金以外の公的な支援体制の拡大について意見交換したい旨の挨拶があり、環境省幹部との意見交換が始まった。環境省からは、環境 NPO/NGO との連携の必要性などについては様々な意見が出されたが、大久保教授の話を受けた環境 NPO/NGO の社会的役割やその支援策についての直接的な話はなく、まだまだ環境 NPO/NGO の社会的役割に対する認識は深まっていないような印象だった。

第二部では、環境省若手職員と同様のテーマについて３グループに分かれて意見交換した。各グループで次のような意見が出された。

【環境NPO/NGOの役割について】

- 環境政策に政府と市民とのパートナーシップは不可欠だと思う。
- NPO/NGOが職能として認められていない、というところに問題があると思う。
- 「生活者の民意」は意見交換会のような場で吸い上げるのは難しい。生活者は忙しくて参加できる人は限られてしまう。そこをNPO/NGOが代弁している。
- NPO/NGOは国民と国会議員の関心を高める役割を担っていると思う。
- いろいろなセクターと個人的なつながりを持つことも有意義ではないか。官と企業は個人的なつながりは普通にある。海外だと、官とNGOとのつながりも当たり前にある。
- 地域での自然環境の保全の分野ではNPO/NGOの役割が重要。
- 日本ではNPO/NGOへの支援が弱く、組織が高齢化・弱小化して政策参加が難しい状況にある。国の審議会へのNPO/NGOの参加もごくわずかで、パブコメも形骸化している。
- 国レベルの政策参加が弱く、国際会議へのNPO/NGOの参加も難しい。

・外務省との定期交流があり、開発政策の効果が最大限発現されることについて話をした。政策的効果を出すために、自由に発言したり、活動したり、政策提言することが効果を発現する。外務省との定期協議ではNGO間で大議論になるということも初期段階であり外務省が凍りつくような場面があったが、NGO側もこうした場を繰り返すことで磨かれ慣れてくる。NGO側も集約があるし、組織立てのようなものがある。省庁の側もNGOがどう意見をまとめてくるのかというのもある。経験とトレーニングが重要。
・海外と日本では全然違うということがよくわかった。持続可能な市民活動の上では、ある程度の財政基盤がないと継続できないので、安定的に活動するために制度的公的助成が安定的にあると活動が安定させられるのではないか。環境省がしっかり考えてくださると、ありがたい。
・日本はやらなければならないというニーズが社会全体として弱い。追い風として、環境は社会課題として連携して取り組むべき課題だという認識が必要。

・NPO/NGOが必要不可欠なパートナーであるという認識を環境省が持たないといけないが、まだ不十分。それだけではなく、財政的基盤を支えることが不可欠。
・NPO/NGOは消費者に近い視点でかつ環境に高い知見で活動している。そうした助けがなければ回らない。それを環境省が認識した中で国民にやってもらうということが必要。
・専門的なNPO/NGOと日常的にやりとりすることによって具体的に進められるといい。

報告３．地球環境基金との意見交換会

グリーン連合では、活動の一環として「市民環境団体共通の組織基盤強化のための社会提言及びその実現に向けた働きかけ」を掲げている。環境問題に継続的に取り組み、社会の仕組みを変革していくには、これを支える団体の組織基盤が盤石であることが重要である。中でも、活動資金の調達は多くの団体が頭を痛めている課題だが、NPO/NGO にとって国や地方自治体、民間企業等からの助成金・補助金は、会費、寄附金と並び活動財源の大きなウェイトを占めているのが実情である。

こうした実情から、グリーン連合では多くの団体が活用したことのある助成金「地球環境基金」（独立行政法人環境再生保全機構運営）との対話の機会を継続的に設けており、2019 年度も下記のとおり実施した。

【実施概要】

日　時：　2019年8月29日（木）13:30～15:00
場　所：　（独法）環境再生保全機構会議室（川崎市幸区）
参加者：　（独法）環境再生保全機構　小辻智之理事長はじめ幹部、実務担当者
グリーン連合／藤村、中下、藤井、古瀬、篠原、桃井、本田

【第一部】

新任の小辻理事長より、NPO が何を望んで期待しているのかを汲んだ上で、取り組んでいきた

い旨の挨拶を受け、次のような意見交換を行った。

○日本の現状・課題（欧米調査と比較して）

・大きなNPO/NGOがない日本の状況を変えることがグリーン連合結成の目的。草の根的運動から20年たつが、メンバーが高齢化して世代交代がうまく進んでおらず、活動縮小していくところがある。ボランタリー活動では限度があり、公的位置づけが必要。

・様々な環境問題を政策につなげるパイプラインがなく、それを助成する制度が必要。

・一人ひとりの行動が大事だが、今の環境問題はそれだけではとても間に合わない段階にきており、仕組みや制度を変えていく必要があり、そうした面で基金のサポート方法を考えてほしい。

→　基金では、「財政支援に関する調査」をドイツとアメリカで2年間実施。他国では支援するという意識はなく、社会的役割が明確化しており、それに対する対価として国や州から出ている。そういう機能を担っている。タイトルと違う形の結論になった。

→　EUなどで見られる制度的助成、例えば市民の意見をまとめることに対しては、地球環境基金としては助成の仕組みで、国と相談してやることになる。調査結果を受けて今後検討もしていきたい。

・政策決定プロセスにNPO/NGOが欠かせないという認識がないと難しい。地球環境基金の調査はすごく大事で、本当に今こそその役割を果たすべくやってもらいたい。

○自立と活動資金等基盤整備

・環境省などからもNPOに対して「自立しろ」と言われるが、どういう意味なのか。

→　自立は２つ意味がある。プロジェクト助成はずっと出せないので、資金面も含めて自立できていることを色濃く意識しながら助成後のことを伝えている。もう一つは助成金にどれだけ頼るかということ。助成金の割合をどれくらいとるのかなど。事業ごとのコントロールをすれば経営的自立ができると思っている。

・経営的な自立ということだと、どこから資金を集めるかにかかる。自立を強調しすぎると、NPO/NGOの本来の役割を果たせなくなる。社会的役割についての考え方がない。

・パナソニックはプロジェクトではなく経営改善に助成。基盤のところで、プロジェクト助成ではなく基盤整備助成が広がってくるといい。

・そのベースとなる根拠法が必要。NPOの根拠法はNPO法で法律のスキームはない。例えば、中小企業支援では中小企業基本法があり、国の中での存在意義が明確にされており、それを根拠に法律ができている。国の予算が動くのは根拠があるからで、その部分がNPO法では弱い。究極はNPO法をいじらないことには公的支援の根拠がなく動けないのではないかと認識している。

・地球環境基金は３年で終わる。新規性が審査項目にあるとすると、出すところがなくなってしまう。NPO活動自体は継続せざるを得ないものが多い。

・戦略を持ってやってもらいたい。環境基金は日本では一番大きな公的助成金なので、どういうNPO/NGOを育てるかを戦略的にやってもらいたい。

→　問題意識と課題・臨場感を聞くことができた。基金を通じて、少しでも役立つ活動をする方と一緒に有効にしていく必要がある。諸外国の事例を学んだタイミングでもあるので、参考にしながらいい基金の活用にしていくために取り組んでいきたい。

【第二部】若手職員との意見交換会（抜粋）

○欧州調査の結果と環境基金としての今後の方向性について

→　直接人件費をもつプログラムもあり、ドイツ・アメリカで確認できた。一般管理費で使っているようなものを活用していることが多い。

→　報告書はHPでアップしている。

→　EUの制度的助成の話は政府の機能を代行していることが政府から実績として認められている。市民の動きが先にあって、機能として確立されていて、政府がそれを認めて助成している。例えば、環境に対しての権利を代弁できる、意見を集約できる、訴訟の意見収集をするときに地域のNPO/NGOに求めその代行をしている。

→　「助成」して支援するという法律のもとでやろうとすると、国との関係性の中で、地球環境基金が、というよりはもう少し大きいという印象を持っている。

→　国がやりたいということや検討をお願いする形なので、国の方でNPO/NGOと直接やるのが筋だと思う。

○制度的助成実現のために、どういうことが整えばいいか？

→　基金でやるイメージがないので条件も難しい。プロジェクト助成と異なる形になる。

→　プロジェクト助成で政策提言に支援していくこともできる。原資が増えていない中で助成数も減らしており、法律的位置づけや分野についてある中でやるなら可能かも。

→　環境省がNPO/NGOに対する支援をどうやるのか、どういう方向性・筋道を立てるのかが見えない。環境に限らず、日本の財政も危機的。新しいものをやるのは官僚主導では難しいところもある。政治主導で出てくれば、できる。

（→は基金側の発言）

報告４．小泉進次郎環境大臣への要望書

2019 年 11 月 27 日

環境大臣　小泉　進次郎　殿

炭素税は、国民的議論も踏まえて、早期に導入を

「グリーン連合」共同代表　藤村コノエ、枚本育生、中下裕子

近年、毎年のように異常気象による災害が国内外で発生しているが、今秋の台風、豪雨もまさに、異常そのものであり、気候専門家のかねてからの警告をも上回る規模とスピードで、多くの国民の生命･財産が奪われている。そうした中、改めて、気候変動がもたらす影響の深刻さと、「パリ協定」を実現することの重要性を痛感している。

これまでも、日本の政府や企業は、温暖化対策にそれなりに取り組んできたが、肝心の CO_2 等温室効果ガスの排出量は、過去の経済動向などを反映して、多少の増減はあるものの、殆ど減少しておらず（直近の 2017 年では前年比 1.2％減、対策の出発点である 1990 年比で 1.3％増）、気候変動に、より大きな責任を有する先進主要国の中では、唯一増加した国として、その責任が国際社会からも厳しく問われているところである。

安倍総理は､2018 年 6 月 4 日に開催された｢未来投資会議」の席で、「もはや温暖化対策は企業にとってコストではない。競争力の源泉だ。温暖化対策はこれまで国が主導して義務的な対応を求めてきたが、脱炭素化を牽引していくためには、こうしたやり方では対応できない。ビジネス主導の技術革新を促す形へのパラダイム転換が求められている」と、これまでにない前向きな発言をしていた。しかし、その一ヶ月後に閣議決定された「エネルギー基本計画」では､｢パリ協定」以前の、石炭火力発電所の新増設を含む化石燃料や原子力発電を重視する政策であり、このことは、日本政府の「パリ協定」への取組姿勢を改めて問われる内容である。

安倍内閣は、2050 年 80％削減に向けた長期ビジョンを作成したが、この削減目標を達成するには、炭素税や排出量取引など「カーボンプライシング」と呼ばれる経済的手法の導入が不可欠であり、このことは専門家も長らく主張してきたことである。なぜなら、世界的に見れば、既にこの政策を導入している多くの国では、温室効果ガスを削減する一方で GDP は増加するといった効果（デカップリング）が実証されているからである。

しかし、日本では経団連加盟の一部のエネルギー多消費型産業と経済産業省の非合理的で執拗な反対により、いまだにこの政策は導入されていない。このことは、気候危機時代における産業政策を含む全般的な社会構造の転換を遅らせるなど、国益を大きく損なうのみならず、次世代を担う子どもたちに、大きな負荷を背負わせる、極めて無責任な対応と言わざるを得ない。

私たちグリーン連合は、長年、現場で多くの市民や先進的な自治体・企業と連携して温室効果ガス削減に取り組み、研究も重ねてきた経験から、地球温暖化を食い止めるには、カーボンプライシング、特に炭素税の導入こそが最も有効な政策であると確信しており、その早期導入を強く要望するものである。

また導入に当たっては、公平・公正で全ての国民の幸福や社会の持続性のための炭素税となるよう、広く国民的な議論を展開することを強く要望する。